

市民参加推進会議 提出資料（都市計画課）

平成30年10月24日（水）

■白井市地域公共交通活性化協議会委員構成 （位置づけ）

第6条 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
一 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体
二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

法区分	委員区分	役職等	人数
第1号	白井市	副市長	1
		社会福祉課長	1
		高齢者福祉課長	1
		都市計画課長	1
		学校教育課長	1
第2号	公共交通事業者		
	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者	ちばレインボーバス株式会社 船橋新京成バス株式会社	1 1
	一般貸切旅客自動車運送事業者の代表者	鎌ヶ谷観光バス有限会社	1
	一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者	有限会社白井タクシー	1
	一般社団法人千葉県バス協会の代表者	千葉県バス協会	1
	鉄道事業者の代表者	北総鉄道株式会社	1
	道路管理者	千葉県県土整備部印旛土木事務所 白井市道路課長	1 1
第3号	公安委員会	印西警察署交通課	1
	利用者		
	公共的団体等の代表者	高齢者クラブ連合会	1
		第二小PTA	1
		自治連合会	1
		白井市社会福祉協議会	1
	市民	公募	1
		公募	1
	学識経験者	公共交通関係 都市計画関係	1 1
	その他市が必要と認める者		
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車運転者が組織する団体の代表者	新京成バス労働組合	1	
関係行政機関の職員	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局	1	

合計 24

■地区社会福祉協議会 意見募集結果

区域	第一小	第二小	第三小	清水口小	七次台小	南山小	池の上小	大山口小	桜台小	合計
意見件数	9	3	23	11	24	33	24	3	1	131